ケーブルプラス 電話

ケーブルプラス電話規約



第1条 適用

本規約は、仙台 CATV 株式会社(以下「当社」という)、と KDDI 株式会社(以下「KDDI」という)が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「約款」という)を承諾し、ケーブルプラス電話サービスの提供を受ける者(以下「契約者」という)との間における、ケーブルプラス電話サービスの設備の設置・保守及び請求等について適用されます。

2 当社及び KDDI がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承諾し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しない事があります。
- 1) 電話接続回線を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- 2) 申し込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
- 3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第4条 設備の設置

契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要となる設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。

尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

- 2 設備の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
- 3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準する区域内を含みます) 又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路 等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別 な設備を設置していただきます。
- 4 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
- 5 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若 しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

第5条 債権の譲渡等

契約者は、約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及び KDDI が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 料金

適用条件(料金額)

第4条1項に定める設備の設置に伴う料金(以下「工事料金」といいます) は契約者負担とし、その額は別に定める事とします。

また、KDDI が提供するケーブルプラス電話に係る料金は約款に定めるところによります。

2 決済条件

工事料金および前条に基づき KDDI が当社に債権譲渡した料金(以下両者を併せて「本利用料金」といいます)の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。また、その請求については当社指定締日で行うことといたします。

3 延滞利息

契約者が、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日前の日数について、月2.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

4 ご請求

本利用料金は当社の債権となりますので、請求は当社からとなります。

第7条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

- 2 前項の申告に基づき、当社は当社及び KDDI の設備の修理または対応(以下「サポート」といいます)のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
- 3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社または KDDI の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第8条 契約の解除

当社は、次の場合には、本規約を解除することがあります。

- 1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- 2) 契約の申込みに当たって、事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 3) 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
- 4) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由に より当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難 でサービス継続が出来ないとき。
- 5) 工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
- 6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。
- 2 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、 提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない 場合、この限りではありません。

第9条 承諾の限界

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第10条 債権回収代行会社等への回収業務の委託

契約者が料金、工事費その他の債務について支払いを怠った場合は、当社が債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場合があることを契約者は予め承諾するものとします。

第11条 個人情報の取扱い

当社は、保有する契約者個人情報については、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する基本方針、及び当社が定める個人情報取扱規定に基づいて適正に取り扱います。

- 2 当社の個人情報取扱規定には、当社が保有する契約者個人情報に関し、利用目的、契約者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを公表します。
- 3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、契約者個人情報を取り扱うとともに、保有する契約者個人情報を正確にかつ最新の内容に保つよう努めます。

第12条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

本規約は平成21年11月1日から施行します。

仙台市青葉区本町 1 - 1 5 - 5 仙台 CATV 株式会社

【別表】第6条の1に定める料金額

	区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
					戸建	集合住宅
	本サービス の加入時	他サービス既 加入者	追加工事	1 ケーブルプラス 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
		他サービス 未加入者	追加工事	1 ケーブルプラス 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
	本サービス の解約時	ケーブルプラス 電話契約者	追加工事	1 ケーブルプラス 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額